

第 1 編 総 論

第 1 章 村の責務、計画の位置づけ、構成等

村は、住民等の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、村の責務を明らかにするとともに、榛東村の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定めます。

1 村の責務及び村国民保護計画の位置づけ

(1) 村の責務

村（村長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び国民の保護に関する群馬県計画（以下「県国民保護計画」という。）を踏まえ、榛東村の国民の保護に関する計画（以下「村国民保護計画」という。）に基づき、住民等の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら住民等の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進します。

(2) 村国民保護計画の位置づけ

村は、その責務にかんがみ、国民保護法第35条の規定に基づき、村国民保護計画を作成します。

(3) 村国民保護計画に定める事項

村国民保護計画においては、その区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、村が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第35条第2項各号に掲げる事項について定めます。

2 村国民保護計画の対象

村国民保護計画では、村内に居住する人（外国人居住者を含む）、旅行やビジネスなどで村内に滞在している人、村内を通過中の人など、榛東村内の全ての人を対象とし、「住民等」という言葉で表現します。

3 村国民保護計画の構成

村国民保護計画は、以下の各編により構成します。

- 第1編 総論
- 第2編 平素からの備えや予防
- 第3編 武力攻撃事態等への対処
- 第4編 復旧等
- 第5編 緊急対処事態への対処
- 第6編 首都圏等への支援
- 資料編

4 村国民保護計画の見直し、変更手続

(1) 村国民保護計画の見直し

村国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行います。

村国民保護計画の見直しに当たっては、村国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとします。

(2) 村国民保護計画の変更手続

村国民保護計画の変更にあたっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、村国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、村議会に報告し、公表するものとします。

ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令(以下「国民保護法施行令」という。)で定める軽微な変更については、村国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しません。

第2章 国民保護措置に関する基本方針

村は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定めます。

(1) 基本的人権の尊重

村は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、住民等の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行います。

(2) 住民等の権利利益の迅速な救済

村は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の住民等の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努めます。

(3) 住民等に対する情報提供

村は、武力攻撃事態等においては、住民等に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供します。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保

村は、国、県、近隣市町村並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努めます。

(5) 住民等の協力

村は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、住民等に対し、必要な援助について協力を要請します。この場合において、住民等は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとします。

また、村は、榛東村消防団（以下「消防団」という。）及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努めます。

(6) 高齢者、障害者等への配慮

村は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の保護について留意します。

また、村は、外国人居住者や旅行者に対しても、国民保護措置の実施について配慮します。

(7) 国際人道法の的確な実施

村は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保します。

(8) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

村は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意します。

(9) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

村は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとします。

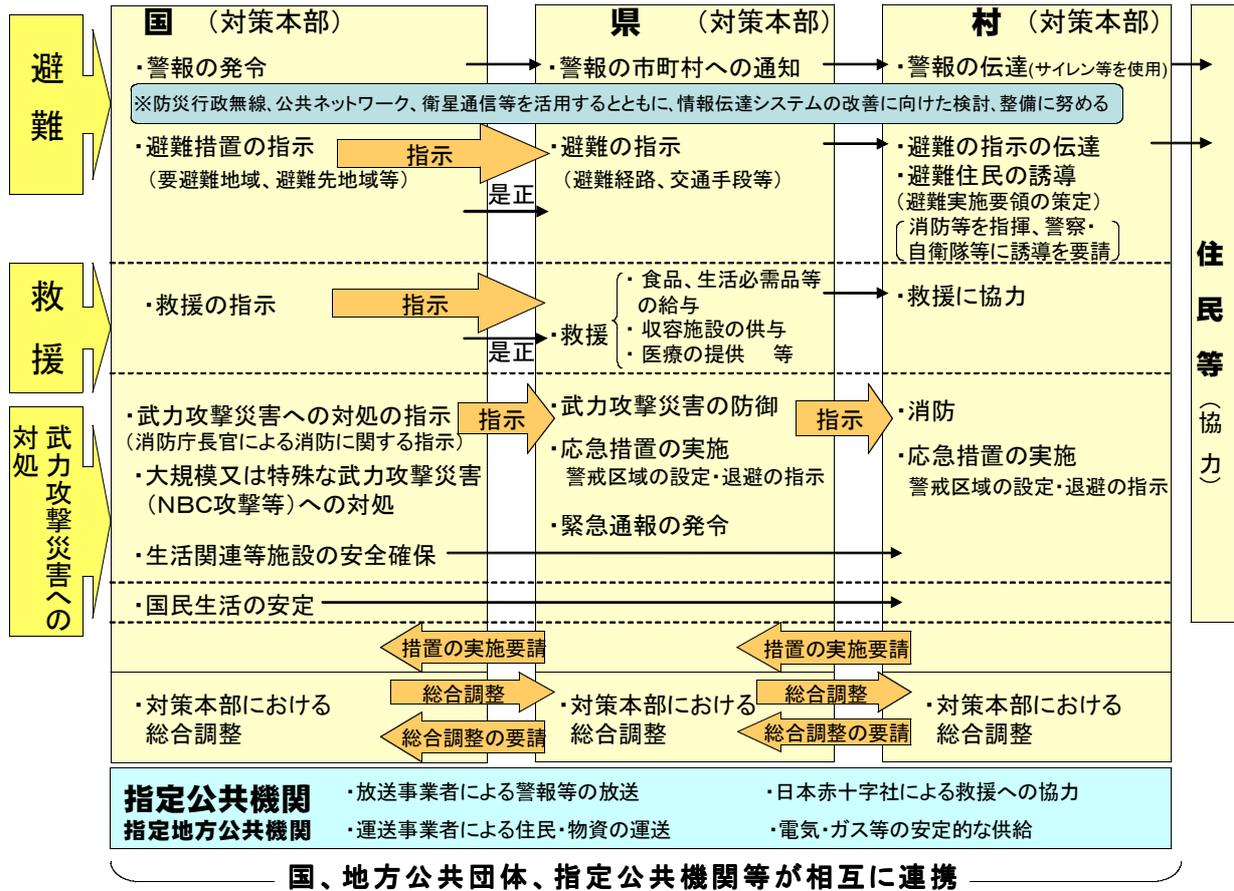
また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮します。

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

村は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における村の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておきます。

【国民保護措置の全体の仕組み】

国民の保護に関する措置の仕組み



関係機関	住所	電話番号
群馬県庁	前橋市大手町1-1-1	027-223-1111
渋川市役所	渋川市石原80	0279-22-2111
吉岡町役場	吉岡町下野田560	0279-54-3111
渋川広域消防本部	渋川市渋川1815-51	0279-25-0119
渋川広域消防本部南分署	吉岡町上野田1201-3	0279-54-2064
渋川警察署	渋川市金井400	0279-23-0110
渋川警察署榛東駐在所	榛東村新井1737-1	0279-54-6410

○村の事務

機関の名称	事務又は業務の大綱
榛 東 村	<ol style="list-style-type: none"> 1 村国民保護計画の作成 2 村国民保護協議会の設置、運営 3 村国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民等の誘導、関係機関との調整その他の住民等の避難に関する措置の実施 6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 8 水の安定的な供給その他の住民等の生活の安定に関する措置の実施 9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

第4章 村の地理的、社会的特徴

村は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について確認することとし、以下のとおり、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき村の地理的、社会的特徴等について定めます。

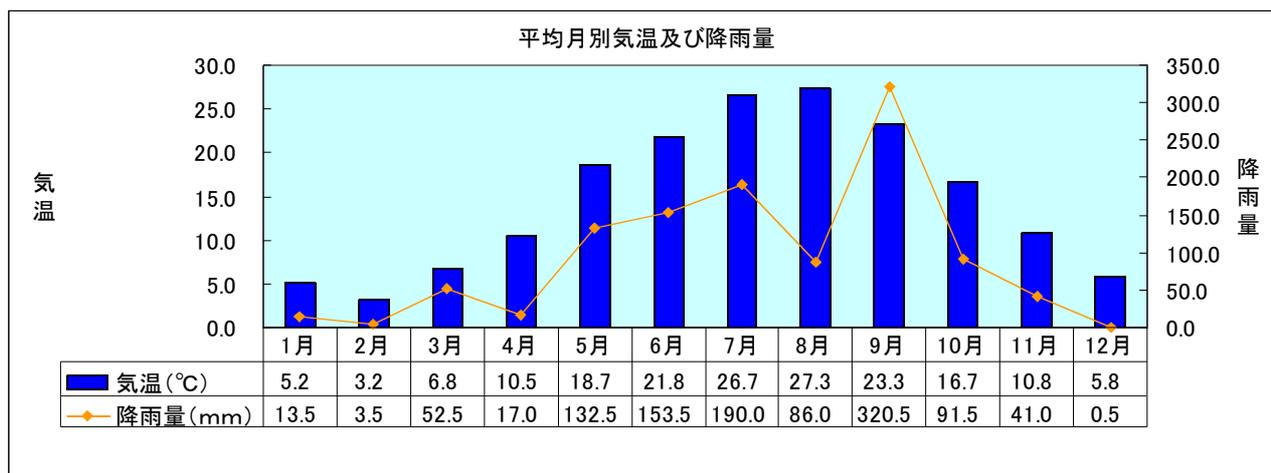
(1) 地形

村は、榛名山の東麓及び群馬県のほぼ中央に位置し、東は前橋市、西は渋川市、南は高崎市、北は吉岡町に接しています。地形の特徴としては、北西部の相馬山（1,411m）を最高点に東南東に傾斜し、標高500m以上の地帯は浸食の進んだ急峻な山並みが続き、300m辺りまで下りると開拓による耕地が分布し、集落がこの辺りから点在するようになります。300m～200mにかけては河川の伏流により水田が東方にかけて広がりを見せています。

また、この地帯は県道高崎安中渋川線が走り、住居と商店が多くなり、公共機関もあることから本村の中核部となっています。なお、200m付近から村境にかけては都市近郊のベッドタウン化の様相を呈しています。

(2) 気候

村の気候については、気温の年較差、日較差が著しい内陸性の特徴を示し、降雨量は夏季に特に集中し、局地的に豪雨と雷雨に見舞われることが多く、冬季には北からの季節風いわゆる「からっ風」が吹き荒れ、寒さが厳しく乾燥した晴天が続きます。



第5章 村国民保護計画が対象とする事態

村国民保護計画においては、以下のとおり県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急対処事態を対象とします。

1 武力攻撃事態

村国民保護計画においては、武力攻撃事態として、県国民保護計画において想定されている事態を対象とします。

なお、県国民保護計画においては、以下に掲げる種類の順で、発生の可能性が高いと想定しています。

- ① ゲリラや特殊部隊による攻撃
- ② 弾道ミサイル攻撃

2 緊急対処事態

村国民保護計画においては、緊急対処事態として、県国民保護計画において想定されている事態を対象とします。

(1) 攻撃対象施設等による分類

- ① 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃
放射性同位元素等使用施設の占拠、オイルタンク等の爆破
- ② 多数の人が集合する施設等に対する攻撃
行政庁舎・自衛隊施設の爆破、大規模集客等施設の爆破、学校・病院・行政機関の占拠

(2) 攻撃手段による分類

- ① 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃
行政庁舎・大規模集客等施設に対するBCR兵器による攻撃、浄水場への毒物混入
- ② 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃
行政庁舎などに対する航空機による自爆テロ